

令和3年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会
議事録

開催日程：令和3年7月9日(月)9時30分から12時10分まで

開催場所：三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

出席委員：9名

石川 知明	委員長
三田 泰雅	副委員長
上ノ坊 淳	委員
大浦 由美	委員
新海 洋子	委員
林 拙郎	委員
藤井 恭子	委員
松井 寿人	委員
吉田 正木	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部長）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加5名、ウェブ会議システムによる参加4名、合計9名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

みなさま、おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、来場そしてオンラインでご参加いただき、ありがとうございます。

円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日の委員会の流れについて説明をさせていただきます。

(説明)

(委員長)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、一つ目の事項、令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料2-1及び資料2-2にて説明)

(委員長)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問はありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の事前評価結果並びに令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業のうち議論すべき事業についてご説明をお願いします。

(事務局)

(事前評価の結果と抽出事業について説明)

(委員長)

ありがとうございました。

まず、事前評価結果については、情報発信度について去年より評価が上がっているというご説明がありました。

それから、議論する事業については、4つの事業を抽出されたというご説明でしたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、ここからは抽出されました4つの事業について議論していきます

が、まずは桑名市の里山再生・竹林整備推進事業についてご説明をお願いします。

(事務局)

(桑名市 里山再生・竹林整備推進事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

私が気になったのは、NPO 法人というのは一団体であって、その会員の増強というのは税の目的とは違うのではないのかということです。

一社の随意契約というのはある程度、地域の状況に応じて仕方がない面もあるかとは思いますが、会員増強は良くないという事で、厳しい点数を付けましたが、みなさんご意見ありますでしょうか。

(委員)

竹林整備は大型の機械が使えないので、人海戦術になってきます。活動する人が増えて、活動が活発になればなるほど竹林整備が進むので、会員を増強して、さらに竹林整備が進められるという記載の仕方をすべきではないかとは思いますが。

(委員長)

ありがとうございます。手入れのできていない竹林の整備は、大変だということとはわかりますけれども、そういう活動を下支えする人材を地域として育てるというのであれば、いいと思います。

他にご意見などございませんか。

(委員)

この団体は、市や企業とも協定を結んで、発展的に取組を進めていると聞いています。活動していくうえで、組織強化は必要かもしれませんが、NPO 自体の組織の増強は税の目的ではないので、その部分は修正していただいたほうがいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

あくまで、私のほうは書類での審査ということになります。

そういう思いでされている事業だとは思いますが、誤解のないように記載していただくと非常にありがたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

確かに、竹林整備に関しては人海戦術しかないのですが、竹林の整備に関心を持っていただく方を増やすというような言葉に代えさせていただくように桑名市と相談させていただくということによろしいでしょうか。

(委員長)

もし、差し支えなければ削除でもかまわないと思います。

(事務局)

桑名市はもともとタケノコの生産地でしたが、生産者も減って放置された竹林が増えてきたので、企業と竹林整備をしている桑竹会、そして市が連携協定を結びまして竹林整備に取り組んでいます。

この事業の随意契約の中には、会員の増強とかそういうことは、まったく書かれていませんので、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

よろしくお願いします。

そうしましたら、次の津市林地残材搬出促進事業について説明をお願いします。

(事務局)

(津市 津市林地残材搬出促進事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。ご意見ご質問ありましたら、お願いします。

(委員)

津市の市町別評価シートを見てください。資料 2-2 の 2-237 ページの円グラフを見ていただくと、ほとんどオレンジで 3,000 万円ほどがこの事業に使われています。ほかの市町でも、林地残材の搬出助成を行っていますが、単価が全然違います。津市の場合は、トン当たり 6,080 円です。だいたい、バイオマスの間伐材の買取価格は 1 トン当たり 7,500 円。それに近い額が助成されています。

この事業に、津市の交付金のうちほとんどが使われています。事業体としては、非常にありがたいと感じますが、これは「業の支援」と考えられます。この県民税の創設時に県民税を活用した事業を行ううえでの3原則の一つとして掲げられていた「業の支援ではない」というところから逸脱してしまうのではないかと思います。

もし、これを認めるのであれば、それを言っていただいたうえで、他の地域でも取り組めるようにしないと非常に不公平と思います。

他の市町をみると、比較的山の中の未利用材を、地域のかたが軽トラックなどで搬出するというのが主です。

津市には発電所があり、チップの買取単価は書かれていませんが、この助成があることを前提に買取価格が決められるのは当然と思います。

そうすると津市内の超大企業である発電所がチップを安く買えるということに県民税の大半が使われているという構図になってきます。

この事業に津市の交付金のほとんどが使われていることについて、委員の先生方は本当に良しとされているのかということ、私はお聞きしたい。

(委員長)

ありがとうございます。

今の意見に対しまして、委員の皆さま方から、何か補足とかご質問がありましたらお願いいたします。

税の目的であるとか、そのあたりも考えての評価であるというご説明でしたが。

(委員)

根拠が不明確とありますけれども、実は私は、根拠そのものについて知りません。みえ森と緑の県民税の目的自体を書いた法的根拠を示していただきたい。

何となくいいんだろうと評価をしていますが、評価の根拠が何かとかいう話になってくると判断できないので、どういう目的でこの県民税ができているのか、どういう根拠によってこの委員会が成立しているのかということを示していただきたい。

(委員長)

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょう。

(事務局)

税自体の根拠ということでしょうか。

(委員長)

根拠であるとか、どういう目的の税であるとか、そのあたりの根本的なところということかと思えます。

(事務局)

税創設の議論から、どのようにこの県民税がスタートしたかという説明が抜けていたという事だと思えますので、また改めて説明させていただく機会を設けさせていただきたいと思えます。

(委員長)

改めてそう言った機会を持っていただくということですが、私も理解ができていないところもあるかと思えますので、是非ともよろしくお願いします。

(委員)

もう一点、私から、林先生や石川先生にお尋ねしたいことがあります。

追加資料の14ページに、ダム湖に流木がたくさんある写真がありますが、斜面の中で切り捨てられた間伐材が、斜面の崩壊なく、ダム湖に流れ出してくるということは、どのくらい考えられることなんでしょうか。

溪流沿いから流れてくるのはわかります。だから、溪流沿いでは災害緩衝林整備事業で整備しています。

一方で、斜面の中の木が流れてくるというのは、基本的にはこれは現地が崩れてしまったときだと思えます。

安直に「切り捨て間伐をやったから、ダム湖に流木が流れてくる。」という報告もありますが、斜面の中の木が地面が崩れないのに流れてくることはほとんどないという言い方をされている先生もいます。

その辺ご専門の先生方にお聞きしたいです。

(委員)

過密な林分そのものは、良くないと思えますので、間引きして、少しでも、根を丈夫にするとか、光をあてて、下層植生を丈夫にするとか、そういうことが必要だろうと思えますが、実際に、間引きなのか、単に伐採したのかというのは、写真をみただけではわかりません。全面伐採のようなにも見えますが、事務所の説明をお願いしたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。

私の感覚というか、調べたことはないのですが、山が崩れない限り、林地に横たえたものが出てくるというのは非常に少ないと思います。

事務局のほうでなにか、そういう情報とかお持ちでしたら、お願いします。

(委員)

石川先生の話はよく分かったんですけども、倒した木を斜面においておくこと自体がいいのかという質問だったんですね。

(委員長)

はい。

(委員)

流出しないように、立っている木の上側に置くとか、たぶん、そういう工夫はされているんじゃないかと思います。

切った木を沢沿いにそのまま置いておくということは、滅多にないと考えますが、事務所の方の現場で見えていただいた状況を聞かしていただくのが一番いいかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

たぶん、杭のように打って、そこに土留めというか、柵のように置かれることが多いかと思います。

(事務局)

林業研究所で効果検証の調査を担当しておりますが、例えば、伐倒木を取り除いたところに何年か後に、取り除いた以外のものが入ってきているというとはあんまりありません。

それから、沢にどういう形で伐倒木が入ってくるかというのは、たとえば、きわどいところに間伐木が並べてあると、沢の中に滑り落ちてしまうとか、溪岸沿いの細い木が風で倒れて、それが沢筋の中に入り込んできて、大出水の時に、流れ出すというようなことがあります。

それから、多くはないと思いますが、非常にマナーの悪い業者であると、間伐木を沢に投げるといようなことも、あると聞いておりますので、そういうような場合については、流れ出す可能性はありますけれども、ある程度、沢筋からは

なれた斜面に並べられた木、もしくは、切り捨て間伐された木が流れ出すということは、大洪水の場合になりますので、そういうことは起こる可能性は非常に低いと思います。

(委員)

3点あります。

写真のことを言われましたが、この写真のような状況が起きることを避けるために林地残材の除去をする必要があるというエビデンスにはなっています。しかし、この流木がどこから流れ出てきたのかというエビデンスを知りたいというご意見だったと思います。

この写真がどこの場所なのか、私には分かりませんが、この写真が何を表すものか、何処の写真で、このような状況が頻繁に起きるのかといった情報が、不十分と感じました。

それを津市の方に聞くなど、事務局で調べていただいた方がいいのではというのが、1点目です。

2点目です。以前からこの事業が問題視されがちだと知っていて評価をしていますが、同様の取組をボランティアとして、地域の人たちがやっている事業もありますが、その事業との違いが何なのか。技術的に違いがあるのか、コストの違いの要因は何かということが書かれていないので、判断が難しかった。

ほかの地域では確か単価 2,500 円程度なのに、津市は単価 7,000 円なので、3倍近く差がありますが、その違いが具体的に何によるものなのかが分かれば、評価もしやすいと思います。

以前、ある市町が三重県産材を使ったモデルハウスを建てて PR するという事業に対して、本県民税を活用して応援する事業をしたように思います。この時も同じようにビジネスに発展する事業についての県民税の使い方について、議論をした記憶があります。

どのような場所や人を対象にこの県民税を活用していくべきなのか、大企業でも中小企業でも、ビジネスにつながっていくことが悪いことではないと思いますが、支援の対象としてどの範囲までが妥当なのかということの共通見解が持っていないように感じます。明確になっていないので、毎年の協議事項になっています。

3点目に、初めに議事の内容については委員長と相談して決めていますという事務局の説明がありましたが、先ほど委員長から「税の目的があまりよく分からない。」という発言があったように思います。委員が交代する際、事務局は新しい委員に、本県民税について過去の経緯も含めて丁寧に説明する必要があると思います。

(委員長)

私の言葉足らずだったと思います。理解ができていないというのは、税の使い方について、細かな規則がありますが、例えば、すでに補助が出ているところに加算できないなど、細かな部分については私も十分に理解ができていないということです。

各事業の目的というようなオープンになっている部分は理解していますが、細かな規則までは理解できていない、理解が浅いという意味で申し上げたことなので、補足させてください。

(委員)

私もそのように感じています。この事業評価のジャッジをどの幅ですべきなのかというのが明確ではない、わかりにくいと感じます。

過去に議論した事業でも、先が見えてよいのではないかと、という理由で、評価することもありました。これまでの経験値も踏まえて検討すべきだと考えます。

(委員)

資料 2-2 の 2-453 ページ、名張市の未利用間伐材バイオマス利用推進事業ですが、定額補助で 2,500 円/t、搬出材積が 237 トンになっています。写真を見ると、2-455 ページに小さいトラックに短い材が積まれています。たぶんこれは、山の中で放っておけば、そのまま朽ちていってしまうので、この取組によって利用され、エネルギーになる。その分、化石燃料の使用も減るわけですから、これは一つの意義があると思います。

津市でもその意義は同じです。同じですけれども、名張市は他の事業もいろいろやっている中で、この事業に 68 万円を充てています。一方で、津市の場合は、事業費のほとんどをこの事業に充てています。

確か、津市内にあるバイオマス発電所は、超大企業が運営しているバイオマス発電所だったかと思いますが、もともと、ビジネスの一環でバイオマスを扱っている大企業に、補助金ありきの買取価格を設定されてしまうのではないかと危惧します。

それで本当にこの事業が、県民税の 2 つの基本方針の「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に則っているのかと疑問に思います。

こちらの津市の説明では、災害に強い森林づくりにつながる、ダムに流出してくる流木が減るといった説明ですが、その議論の整備のところ、先ほどの話にもありましたように、川沿いとかそういったところの木は、流出してくる危険があるから取り除くというのは、理解できることです。

また、14 ページの写真のような、間伐の遅れた森林に間伐をして光をあてて、

木を太くして、粘りをよくし、崩れにくい森林にするというのも、理解できますが、それは、切り捨て間伐で済むわけで、それを持ち出すことが「災害に強い森林づくり」には直接結びつかないのに、それを理由に、非常に多くの費用を充てているというところが、私の懸念しているところです。

(委員長)

この税の目的に対して、目的通りに使用されているかどうかというチェックは、事務局が判断すべき事務的な内容ではないのかと思いますが、そのあたりは、事務局はチェックはされているのでしょうか？

(事務局)

もちろん、チェックはしております。

三重県のこの県民税のスタートのところから、説明できればとは思いますが、まずは「災害に強い森林づくり」のため、半分は県で活用して、半分は地域の特性を生かして市町で使っていただくこととなっています。ただ、その中でルールをきちっと作ってしまうと、市町の特性が生かされなくなってしまう。

今回の津市の事業の場合は、見方によっては正しく見えたり、逆におかしいと感じるところもあるかと思いますが、所管する津の事務所の意見も聞きたいと思います。

よろしいでしょうか。

(事務局)

先ほどの説明の中で、事業費のウェイトの話がありましたが、事務所といたしましては、津市が災害に強い森林づくりという視点でこの事業に取り組んでいる中で、切り捨てた間伐材を搬出することによって、多少なりとも山元に還元されるというのが1つ。それから、間伐促進の施策というのが1つ。そして、これに取り組むことで「災害に強い森林づくり」につながっていくと思っています。

それから、津の管内にある安濃ダムですが、豪雨の後には、流木がだいぶ流出してきます。「災害緩衝林整備事業」で流木の撤去もしてはいますが、それでもダムには流木が流れ出てきている状況でございます。

そういう意味では、津市でこういった林地残材を取り除く事業をしていただくことで、多少なりともこういった流木を減らす効果があると、事務所としては考えているところです。

また、この事業以外にも、津市ではライフライン事業や環境教育、森林の体験事業などもやっていますが、森林教育にかかる部分は多くの事業費を要する事業ではないので、事業費の割合だけで判断するのは難しいと思いま

すし、こういった税の根本的なところについての議論が必要と考えています。

ここで、事務所からの提案ですが、本日傍聴で津市がみえていますので、津市からこの事業に対する考えなど発言していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員長)

それでは、お願いします。

(津市)

津市の環境基本計画に基づくバイオマス産業都市構想の中にありますバイオマス木材の抛出と、先ほどから議論されています減災防災の観点における林地残材の搬出除去の2つの大きな柱の中で、この津市林地残材搬出促進事業に取り組んでいます。

津市では、全体の林業費の中でも、森林整備など、森林の持つ機能を発揮させるための事業に、かなりのボリュームを割いています。県民税を使わせていただく事業もあれば、森林環境譲与税を使う事業もあれば、市単費を使う事業もあり、津市における市民の生活の安全安心を守るためにも、森林整備は、最優先事項という認識で行っています。

林地残材搬出事業の単価の話も出てきましたが、この事業では1トン当たり0.8 m³の係数をかけています。また、津市では、林内から山土場までの搬出と、山土場からチップ工場までの搬出を分けて計算していますが、山土場からのチップ工場までの搬出の場合は1,200円/m³なので、先ほどの係数をかけると、実際は960円/tになるので、一概に高いわけではないと考えています。

それから、間伐した材は山に放置していてもそんなに被害はないという話がありましたが、伐った木を等高線に並べて杭を打って整備するようなやり方は、治山事業くらいかと思います。そういった整備をしたところから、津市の事業で林地残材を出すということはしていません。

あくまでも、切り捨てられて、等高線ならべをしていないところを、防災減災を目的としてやらせていただいています。

必要に応じて、説明や資料の提供もしますので、お問い合わせいただければと思います。

(委員長)

今、材を出す場所によって単価が異なるという説明をされていましたが、そういう内容というのは、資料に書かれていますか。

(事務局)

資料 2-2 の 2-239 ページに、間伐施業地から山土場までが上限 6,400 円/m³、山土場からチップ工場までが上限 1,200 円/m³と表記しています。

(委員長)

全体のどれくらいの割合が、高い単価でしょうか。

(事務局)

資料 2-2 の 2-242 ページに内訳は記載してあります。それぞれの事業体毎に、施業地から工場までの場合と、山土場から工場までの場合の単価、数量を表記しています。

(委員長)

そうすると、他の市町は一律で 3,000 円/m³になっている。ということですね、

(事務局)

資料 2-2 の⑦に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要というところがあります。市町交付金については、この 2-3 ページの交付金の使い途というのがありますが、市町におきましては、ここに記載の「事業実施の 3 原則」に従って交付金を使ってもらっています。

この 3 原則というのは、5 年目の見直しの時に見直して、今の状態になっており、これに基づいて各市町が実情に応じて使っていただいています。地域の実情によって差が生じているのが現状です。

この差をどうしていくのかというのは、中長期的なこととして検討させていただきたいと思っています。

(委員)

私のように林業の専門家でない人が報告を読んだだけで、名張市と津市の取り組みが同じように見えてしまいます。確かに、仕組や助成単価などに違いがありますが、どのような条件と状況で事業が実施されているのか、その差が何によるものかが書かれている内容だけでは分かりにくいので、ジャッジがしがたいと思っています。

津市の説明を聞いて、私はある意味、津市の事業はよいのではないかと思います。一方、一企業のビジネスを発展させるための税でいいのかという点もわからなくはないので、位置づけを検討していくのがいいと思います。

この事業が、みんなのためになっているということは分かりましたが、みんな

で作る森づくりの一環になっているのかという点では少し疑問を感じました。

(事務局)

先ほど、切捨て間伐した伐採木は斜面からは出ないというような話をしました。

これは、県民税の災害緩衝林整備事業の実施個所で、伐倒木を取り除いた箇所の話的前提に話をしました。津市がやっているところは、災害緩衝林整備事業の事業地以外が対象と思いますので、その場合は、切捨て間伐による伐採木がいろんなところにあって、それらが出ていく可能性がありますので、それを取り除くための、ひとつのとっかかりの事業として取り組まれているということであれば、私の発言が変な方向になると思いますので、補足させていただきます。

斜面から沢筋の間で伐採木がたまっている箇所というのは、災害緩衝林整備事業の実施個所以外のところもあるので、それを全部取り除くのか、一連で取り除くのかというのは津市の考え次第だと思いますので、説明をさせていただきました。

(委員長)

3つの原則については、また改めてご説明をしていただく機会を設けていただくということですが、この3原則にのっとって、評価をしていくというスタンスでよろしいでしょうか

(事務局)

そうです。

(委員長)

私は県民税の立ち上げのときの詳しい経緯は存じていませんので、あくまでこの原則とか目的に則ったものであるかどうかという評価をしていますが、過去のことをどこまで知っておかないといけないのか。何に基づき評価するのが私たちの役割なのかを明確に示していただきたいというのが一点。

それから、非常にたくさんの事業を細かなところまで評価するのは、書類的にも時間的にも無理があります。お互いに誤解があったまま、私たちの評価が市町に伝わったら、担当の市町の方々も不本意かもしれませんので、評価の方向性を検討していただきたい。

(事務局)

ありがとうございます。評価の視点とか、そういう風な形でしょうか。

全国でこういう県民税は導入されていますが、ここまで細かく丁寧に評価しているのはおそらく三重県だけだと思います。

本県でやっている評価は、全国で一番詳細なところまで評価をしているという自負を持っておりますので、お時間いただいて検討させていただきたいと思います。

(委員長)

よろしくお願いします。

それでは、3つ目の尾鷲市のクップ普及推進事業についてご説明をお願いします。

(事務局)

資料 3-2 の 22 ページになります。

(尾鷲市 クップ普及推進事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。

書き方の問題もあるかと思いますが、クップの普及というのが主体に書かれていて、クップの競技を広めることによって、森林教育とどのように結び付けていくのかというビジョンや関連付けが書かれていないため、私の評価は低くなりましたが、何か、委員の皆さんで、ご意見等ありましたら、お願いします。

(委員)

こちらの事業名ですが、「クップ普及推進事業」とありますので、クップを推進していくという事業説明になっています。

例えばこれが、尾鷲ヒノキ PR 事業とかにさせていただいて、尾鷲ヒノキの PR のためのひとつの手段として、ちょうど国体でクップがあるので、このクップを活用するような内容の事業説明であれば、よかったと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

例えば、木製の机とか椅子を入れていくという事業やっておられる市町がたくさんありますが、椅子事業とか、机事業とかいった事業名にされないと思うので、少し工夫していただきたいと思います。

それから、クップの競技と森林教育の結びつきを考えられるいい案があれば、ほかの市町の方の参考になるとと思いますので、ぜひともそのあたりも情報発信

していただくようお願いします。

ありがとうございます。

そうしましたら、4つ目です。

菰野町の菰野富士ふるさとの山環境整備事業について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3-2の29ページをご覧ください。

(菰野町 菰野富士ふるさとの山環境整備事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

これは、事務局に対してのお願いになるかと思いますが、どうも、指摘事項といただいた追加資料の内容がかみ合っていないように感じます。

指摘事項に対する回答は、市町に電話で問い合わせているのでしょうか。

(事務局)

事務所を通じて、電話であったりメールであったり、あるいは直接会って、打ち合わせをしています。

(委員)

ありがとうございます。

差し支えない範囲で結構ですので、どのような問いかけをなさって、どのような回答があったのかという、流れを書いていただく方が、我々としては助かるので、ご検討いただければと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(委員長)

他、よろしいでしょうか。

(委員)

資料 3-2 の 31 ページに木道の写真がありますが、地面から 2～3 m の高さのところに木道が設置されている箇所もあるので、転落防止の手すりの安全性確保は重要と考えます。必要に応じて通行時の注意などの表示もしていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

いかがでしょう。

(事務局)

安全性につきましては、菰野町に確認させていただいて、安定計算もしっかりされていて、基準を満たしているという回答をいただいています。

(委員)

安全基準にのっとっていますという事ですが、やはり、安全性に対する表示、例えば通行可能人数など明確に示す必要があるのではないのでしょうか。

(委員長)

基準に基づくと、一度に何名が通行できるのかといった内容を看板などで明示しておかなければならないという事ですが。

(事務局)

わかりました、菰野町と検討させていただきます。

(委員)

評価委員からの特記事項で、例えば、全体としての計画がよくわからない、という質問に対しては、ユニバーサルデザインの木道を整備するとお答えしていただいています。バリアフリー木道が 500 万円弱というのが妥当なのか、という質問に対しても、ここに妥当だという答えが書いてありますが、どのように妥当なのか、受益者の見込みが多すぎないか、という質問に対しては、答えていただいていないかと思います。

看板設置や情報発信は、今後菰野町と検討して対応していただければと思います。受益者の見込みに対して、基本的に菰野町が、どういう考え方で全体の計画を作っているのか説明をしていただきたいと思います。

(事務局)

受益者については資料を付けていませんが、菰野町からは算定根拠も含めて回答をいただいています。

(委員)

受益者数については、資料 3-2 の 29 ページに、菰野町観光見込み客数の約 255 万人と書いてあります。

菰野町の入り込み客数が年間 255 万人ということで、その人数を受益者数としてあげていますが、普通、255 万人が菰野富士に来るという書き方はせず、町に来る観光客数のうち、観光施設であればそこを訪れる人数をカウントするのが普通じゃないかと思います。

だから、このカウントの仕方は、ちょっと過大ではないかと思います。

実は、私の町にも木製歩道を整備したところがありますが、首長が代わると急に関心がなくなり、朽ちてダメになってしまいました。

菰野町も首長が代わりましたが、町の方針を見直した結果、この事業に対する関心が薄れて、これを利用していく仕組みがなくなってしまう恐れもあると思います。

菰野町は交付金の中の大きな額を毎年この事業に割いて、バリアフリー木道を整備してきましたが、これが活用されなくなってもいいのかという懸念を持っています。

(委員)

町長が代わって、方針が変わったとお聞きしましたが、確認したほうがよいと思います。

これだけの事業費をかけたのだから、有効に今後も活用していただけるという確認が取ればよいのではないかと思います。

本日は、この会場に菰野町はいらっしゃらないので、こちらが求めていることを伝えていただければと思います。

(事務局)

ご指摘、ありがとうございます。

おっしゃる通りだと思いますので、確認をさせていただきます。

また、ご報告をさせていただきます。

(委員長)

評価委員の特記事項に対して、どのようなやり取りをされているのかという

質問がありましたが、例えば、具体的に特記事項として委員から質問があった内容に、答えていただくような、対応表を示していただくのが一番効果的だと思います。

例えば、全体としての計画がわからないというのであれば、全体計画がこうで、今年度はこうだという内容を書いていただく。そういう回答をしていただくとわかりやすいと思います。

それから、例えばバリアフリーをやりました。非常にお金がかかりましたという内容で報告が終わっていることが多いですが、私は事業の効果と言うのを考えると、どのくらいその対象の方が来られたのか。バリアフリーを目指して来られた方がどれくらいいたのか？そのあたりは事業体として把握しておられると思うので、有効性であるとか、やりましたということだけでなく、やった結果どれだけの効果があったのかと言うのを示していただくと評価しやすいと思います。

他、何かございませんか。

そうしましたら、会場の時計で 11:22 まで休憩といたします。

(10 分間の休憩)

(委員長)

それでは、時間になりましたので再開いたします。

事項書の方は、市町別総合評価となっておりますが、時間の関係で、まず、みえ森と緑の県民税基金事業に関する報告事項について、こちらを先にしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

報告事項ですが 2 点ございます。資料の 3-4 をお願いします。

(e—モニターアンケート結果における「みえ森と緑の県民税」認知度の分析結果) について報告)

(委員長)

ありがとうございます。

では、もう一つの方の報告もお願いします。

(事務局)

木製品の活用状況調査の方をつづけて説明させていただきます。資料 3-4 の

8 ページをお願いします。

(みえ森と緑の県民税を活用して導入した木製備品の活用状況調査結果について報告)

(委員長)

ありがとうございます。

前回、ご質問等が出てきたことについての、ご回答と言うことになりますけれども、何かありましたらお願いいたします。

(委員)

この机・椅子は小学生が使うものなので、もう少し工夫していただきたい。

親子で組み立てるものがある程度重いのは仕方がないと思いますが、オリジナルの製品が重い。

部材の強度の問題もありますが、デザイン性や軽量化を図る工夫ができるのではないかと思います。

(委員)

簡単な事実関係で結構ですが、2 番目の活用状況調査の方について、調査対象が、5 市町の小学校又は中学校ということはわかりました、どのような調査をされたのか、少し補足をしていただければと思います。例えば、アンケートだったのか、聞き取りだったのか、方法について教えて頂けると助かります。

(事務局)

実際に調査に行かせていただきました。事前に質問票を送らせていただきまして、各市町の県民税の窓口と教育委員会の担当者にお会いして、一問ずつ、対面で、口頭で回答をいただきました。あと、それぞれの学校にもご案内いただきまして、現場の先生の声も聞かせていただきました。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

先ほどの説明の中で「差がなくなりました。」と一つの成果のようにありましたが、高かったものが下がって、低かったものが高くなったということで、その要因はいったい何なのかが重要かと思います。

高齢者の人の認知度が下がっている理由は何なのか。高齢者の人たちのアン

ケートをとった地域に偏りはなかったのか。そのあたりを明らかにすると、次の戦略を考えられるのではないかとこの表を見ていました。

もうひとつは、すごく安易な考え方かもしれませんが、税のキャンペーンとかできないでしょうか。山の日とか海の日があるように。

取り立てて目立った動きがないと、無意識にこの税を支払ってしまい、認知度が上がらないと感じています。年間の中で、一週間でも一カ月でもいいので、のぼりを立てて、何か少し目立つことをするなど、いろんな公共施設で統一的に実施するキャンペーンがあってもよいのではないかと思います。

啓発物品も、バラバラに配られていると、なんとなくインパクトが少ないと思います。

最後、机の話ですが、今回の調査結果には、いい評価も悪い評価も書かれています。

なぜ、いい評価をいただけたのかということ、悪い評価の人たちに伝えていくことをしされてはどうでしょうか。

例えば「黒ずみや日焼けが気になる。」とありますが、いい評価をしている人たちは、それをどのように解決しているのか、など。

「重いので、低学年は持って移動するのが大変だ。」というのも同じで、いい評価をしている人は、どのように解決しているのか。アフターケアをしているのなら、どのようなアフターケアをしているのかということ、伝えていくことが大切だと思います。

(事務局)

学校の木製机椅子の方から話をさせていただきますが、今回の調査でいただいた肯定的な意見も否定的な意見も市町に伝えていきたいと考えていたところです。

すでに、文章で市町あて発信させていただきましたが、地域機関と一緒に話をして話をさせていただきたいと思います。

例えば、黒ずみや日焼けが気になると言うのは、確かにそういう意見もあるかと思いますが、木材の良さにも変換できることとも思っていますので、その辺も含めて、伝えていきたいと考えています。

それから、前者の認知度の方ですが、回答者のうち高齢者の地域別の割合といったデータは、なかなか取り得なかったのが不明ですが、若年層については、上がっているというのは、映画館でのPRなどの効果があった可能性があるというふうに見えています。

ただ、高齢者が下がった理由と言うのが見当たらない状況ですが、今までやっ

てきたポスターであるとか、パンフレット、チラシと言う印刷物を、もっとわかりやすく大きな字にするといったことをまずはやっていこうと思っています。

また、アドバイスなどありましたら、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

他、何かございましたら。

ちなみに、このアンケートは何人くらいを対象に取られたんでしょうか。

(事務局)

4年間で2,692人なので、毎年800人くらいになります。

(委員料)

どういう評価を県民の方から得ているのかと言うのは、大事な情報ですので、是非とも、できるだけ客観的なデータが得られるようにご検討いただければと思います。

そうしましたら、市町別の総合評価について、まず、朝日町のご説明をお願いします。

(事務局)

(情報交換する市町の抽出方法について説明)

資料3-3の2ページをご覧ください。

(朝日町の市町別総合評価シートについて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

なにか、ご質問・ご意見、ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

続いて、松阪市の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3-3の4ページをご覧ください。

(松阪市の市町別総合評価シートについて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

なにか、ご質問・ご意見、ありましたらお願いいたします。

(委員)

松阪市に限ったことではありませんが、導入されている木製品が私たちの感覚からすると非常に高価に感じます。

例えば、松阪市の幼稚園木育推進事業で導入された木製のパーテーションやテーブルが、非常に高価に感じました。他の市町で導入した木製品についても、非常に高価であるように思いましたが、そのへんの見解等をよろしく願います。

(事務局)

オーダーメイドで作られているものが多いと思います。量産品でありましたら、それなりにコストダウンもできると思いますが、オーダーメイドの製品を対応されている事業者が限られて、どうしても随意契約のような形でされているということが関連しているのではないかと考えています。

(委員長)

松阪市は、一般競争入札と書かれていますけれども。

(事務局)

松阪市の幼稚園に導入しました木製品についてご説明させていただきます。

松阪市は、園児に地元の木のぬくもりやにおいを感じられる、三重県産のヒノキを使用することで、木に興味をもってもらって、木の良さを学んでいく木育を推進しています。製品単価は、3者から見積りをしまして、それを基に設計をし、一般競争入札していただいているので適正かと思われまます。

外材等の製品を使えば、もう少し安くなるとは思いますが、やはり三重県産、特に松阪市は、松阪市材を使うということに力を入れておられているところですので、外材に比べると高いと思います。

(委員長)

他の市町でも、地元の材を使って作るという事業はいくつかあったかと思いますが、何か松阪市で、それ以外に特別な理由はあったんでしょうか？

(事務局)

先ほど、説明させていただいた、仕様書の内容によって価格が随分変わってくると思います。松阪市の場合は、木の匂いがするヒノキにこだわっているので、

そう言ったところもあるかと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
他、何かございましたら。

(委員)

松阪市の資料 2-2 の 2-264 ページの方を見てください。危険木除去の事業ですが、立っている木を根元から伐っています。根は土壌の崩壊防止の機能を持っていますが、根元から切ると、木が枯れて5年から10年くらいで根が腐って、土砂崩壊防止の機能を失ってしまいます。

このため、木を枯らさないように、小枝を残すような形で伐るような工夫をして、根っこを腐らないようにして、崩壊防止機能をしっかり守っていただきたいと思えます。

(事務局)

現場の状況に合わせて、いろいろと工夫しながらやっていきたいと考えています。

(委員)

先ほど、木製玩具が高額ではないかと言う指摘があったと思えますが、この都市公園整備の木製のベンチや、他の市町の木製の遊具についても、びっくりするほど高額と感じるものが多いです。

おそらく、基礎工事などにあたる部分が非常に高額だと思いますが、どういう仕組みでこういう金額になるのかと、疑問に思いました。

木を使用する部分についてのみを補助をするとか、そういった工夫もひょっとして必要ではないかと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。

どこまでを事業としてみるかと言うことと、それぞれの事業によって、基礎等が必要なものと、あまり基礎が要らないものの違いもあるかと思えます。

基礎工事は基礎でやっておいて、木材の部分だけを補助の対象とするという事かと思えますが。

(事務局)

言われていることはよくわかりますが、木材の部分だけを補助の対象とするというのは難しいと思うので、一体のものとして補助の対象と考えています。

全体として高くなってしまふのかもしれませんが、だいたいのところは、地元材を使うとかそういう仕様書に基づきやっているということもあるので、どこの材でも外材でもいいという仕様書とはちがってきますので、ある程度高くなるのは仕方がないと考えています。

単価が高いということも含めてと考えていきます。

(委員長)

地元材を使うということは、それはそれでいいのですが、木材をと使うということと、地元材を使うこととは分けて考えないといけないと思います。

地元材を使うから高くなるということはありませんから、例えば、地元材の調達・加工というのにはこれだけかかるけれども、それ以外は同じなのかどうか、そのあたりも確認していただけるとありがたいです。

他のところでも、地元材を使うから高くなるというコメントを書かれているところがあると思いますが、できたら、その辺りは分けてしていただけるとありがたいです。

(事務局)

地元材が必要な理由と高くなる理由、その辺の説明ができるように事業を進めていきたいと思っています。

(委員長)

それでは、よろしいでしょうか。

そうしましたら、紀宝町の説明をお願いします。

(事務局)

資料 3-3 の 6 ページをご覧ください。

(紀宝町の市町別総合評価シートについて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

何かご意見などありましたら

(委員)

評価委員の提言の欄に、「情報発信度について、すべての事業で工夫している点が評価できる。」と書かれていますが、C評価になっています。この齟齬は大丈夫でしょうか。

(委員長)

このC評価と言うのは平均点の評価ですよ。

(委員)

紀宝町の情報発信度のところですが、広報誌とかホームページをあまり使っていないで、現地で、例えば、キャンプ場で広報をしています。キャンプ場でやっている広報を評価している委員もいますが、ホームページや広報誌による広報が、一切書かれていないので、その記載がないことについて、情報発信がされていないという評価をした委員もいて、評価が分かれたということかと思いますが。

(委員)

5ページの情報発信への取組の「各種集客イベントの際」の記述がキャンプ場でのPRですよ。それならば、キャンプ場で行っている取組の具体的な内容を、この情報発信の欄に付け足したらよいのではないのでしょうか。

(委員長)

ここの欄は、事務局が書いているんですよ。

(事務局)

4番の「事業方針及び事業実施により得られた効果、情報発信への取組」は、市町が書いておまして、5番の「評価委員からの総合的な提言(アドバイス)」は委員さんからいただいた、ものをまとめて書かせていただいています。

(委員長)

いろんな委員の意見があって、平均するとこういう評価であったということになるかと思いますが、問い合わせ等があれば、事務局の方から説明いただいたほうがいいのかと思いますが、委員の意見なので事務局としては勝手にいじれないところかと思いますが。

ありがとうございます。

そうしましたら、これ以外に何か、せっかくの機会なので意見交換等しておい

た方がいいことがありましたら、お願いいたします。

(委員)

先ほどまで議論していた、情報交換する市町についてですが、この3市町を選んでいただく基準が、「アドバイスの量が多かった。」という量的な基準で選出していただいた3市町ということですが、論点をどこにもっていったらいいのかというところが、我々としては解りにくかったので、選んでいただいた基準に、ハイライトとなるような点を一言添えていただければ、話しやすいのかなと思ったところですが、いかがでしょうか？

(事務局)

ありがとうございます。

今後選定する時には、この市町のこの事業についてという絞った形で示させていたいただきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

これで、予定していました議事は全て終了いたしました、

なお、委員の皆さま方から頂きましたご意見などにつきましては、事務局の方でお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

時間超過してすみませんでした。

これで、事務局の方へお返しいたします。

(事務局)

どうも、ありがとうございました。

今まで非常にたくさんの資料を基に、委員の皆さまにかなりの苦勞をかけて評価をしていただいていたと感じています。これは、委員の皆さまの意見を各市町にフィードバックしたいということもあって、意見を伺っていたんですけども、視点がバラバラだと評価も難しいと言うことを改めて感じましたので、次回評価委員会の後に、よろしければ、委員さんの負担をかけない方法で、どのような視点で評価した方がいいのかという検討する場を設けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

(異議なし)

では、一度、段取りをさせていただきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

委員の立場で皆さんがそれぞれいろんな意見を出されると言うのは、これもまた、大事かと思いますが、市町にとっては、評価と言うのは非常に大きなものですので、基準とか方向性というのは委員の間で確認しておく必要があるのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

ここで、事務局からお知らせがあります。

(事務連絡)

本日は長時間にわたり、熱心なご議論をいただきありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会を終了いたします。

ありがとうございました。